

県、市町障害者相談360件

6月まで 2年3カ月 100件は違法差別

県や障害者団体でつくる県障害者差別解消支援協議会（会長・増田樹郎静岡福祉大特任教授）は25日、県庁で初会合を開いた。2016年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、県や市町が設置した相談窓口には18年6月までの2年3カ月で、延べ360件の相談が寄せられたことが報告された。

協議会は17年4月に設置された。同窓口施行された県の障害差への相談件数を公表し別解消推進条例に基づいたのは初めて。県によ

県、市町の障害者差別解消相談窓口の相談受け付け状況（単位：件）

| 分野 | 年度 | 2016 | 2017 | 2018 (第1四半期) | 計 |
|-----------|----|------|------|-----------------|-----|
| 福祉サービス | | 3 | 4 | 1 | 8 |
| 医療 | | 6 | 11 | 3 | 20 |
| 商品販売・サービス | | 16 | 29 | 8 | 53 |
| 労働・雇用 | | 10 | 10 | 9 | 29 |
| 教育 | | 6 | 11 | 3 | 20 |
| 建築物の利用 | | 10 | 13 | 4 | 27 |
| 交通機関の利用 | | 8 | 12 | 2 | 22 |
| 行政 | | 21 | 61 | 11 | 93 |
| その他 | | 23 | 51 | 14 | 88 |
| 計 | | 103 | 202 | 55 | 360 |

ると、16年度に103件、17年度に202件、18年4～6月に55件の相談があった。17年度の件数が前年度に比べて倍増したのは、相談窓口に対する理解が進んだためだと分析している。

相談内容では、360件のうち、県が同法で禁止された「差別」に当たると判断したのは100件に上った。医療機関で、視覚障害を理由に希望する健診が受けられなかった事例などがあつた。

差別や不当な扱いを受けたと感じた場面として最も多かったのは行政機関で、93件を占めた。飲食店などの商品販売・サービスが53件、職場などの労働・雇用が29件で続いた。

委員からは「差別を感じた場面で、行政機関が多いのはみっともない」との意見が出された。県は「市町を含む行政職員の制度への

理解が不十分なので、周知を図る」と強調した。県や県教委による障害者雇用の不適切算入問題についても、今後の対応を問う声が出た。県は計画的に障害者雇用を増やしていく姿勢を示した。

（政治部・武田愛一郎）